

第2号議案

「奈良大立山まつり」出演助成金等に関する規程の一部改正（案）

奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会の財政状況の変化に伴い、下記のとおり改める。

記

改正の概要

1 理由 財政状況に伴う変更

2 概要

(出演助成金)

第2条1項1号 出演団体所在地に基づく加算 → 削除

2項 出演者数に係る助成 → 削除

(大道具運搬等の経費)

第3条 → 削除

参考：「奈良大立山まつり」出演助成金等に関する規程の一部を改正する規約案

新旧対照表		
新	旧	備考
<p>「奈良大立山まつり」出演助成金等に関する規程 施行 平成29年 4月14日 一部改正 令和 年 月 日</p> <p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(出演助成金) 第2条 実行委員会は、出演団体に対して、参加にかかる経費助成を目的に、次に定める額を助成する。 (1) 演目の披露の場合 1日あたり10万円</p> <p>(2) 展示物の披露の場合 ブース1張あたり15万円</p> <p>2 出演助成金の支払は、原則として、団体（任意団体を含む）あてに行うものとする。 3 出演助成金の支払にあたっては、必要に応じて、所得税法など関係法令に基づき源泉徴収を行う。</p> <p>(その他) 第3条 この規程に定めるもののほか、出演助成金の運用に関し必要な事項は、実行委員会の事務局長が定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成29年 4月14日から施行する。 この規程は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>「奈良大立山まつり」出演助成金等に関する規程 平成29年 4月14日</p> <p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(出演助成金) 第2条 実行委員会は、出演団体に対して、参加にかかる経費助成を目的に、次に定める額を助成する。 (1) 演目の披露の場合 1日あたり10万円 <u>出演団体の所在地が、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域である場合は、1日あたり6万円を加算する。</u></p> <p>(2) 展示物の披露の場合 ブース1張あたり15万円 <u>2 前項第1号について、1日の出演者数（付き添い、道具搬入スタッフなどの関係者は除く）が15人を超える場合、超えた人数に2千円を乗じた額を助成する。</u> <u>ただし、15万円を上限とする。</u></p> <p>3 出演助成金の支払は、原則として、団体（任意団体を含む）あてに行うものとする。 4 出演助成金の支払にあたっては、必要に応じて、所得税法など関係法令に基づき源泉徴収を行う。</p> <p>(大道具運搬等の経費) <u>第3条 前条の出演助成金以外に、地車や神輿等の大道具運搬及び展示物の製作、維持管理等の経費のほか、特に必要と認められる経費については、予算の範囲内で必要な措置を講じることができる。</u></p> <p>(その他) 第4条 この規程に定めるもののほか、出演助成金の運用に関し必要な事項は、実行委員会の事務局長が定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成29年 4月14日から施行する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>